

Ⅱ.労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針に基づくシステムの構築・整備

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)の構築・整備は、全くゼロからの取組ではありません。従来からの安全衛生管理活動をベースに、自事業場の実状にあわせて、構築・整備を進めることが大切です。

OSHMSの構築・整備の基本的な手順(例)

(1) 事業者による導入宣言

OSHMSは、事業場の全員が協力して推進することが大切です。このため、事業者自らOSHMSの導入を宣言します。



(2) 組織体制の整備、人材の養成

OSHMSの構築・整備の中心となる部署を決めます。併せて文書類の整備(明文化)の担当者、リスクアセスメント担当者等も決めておき、構築・整備が円滑に推進できる体制づくりを行います。また、外部研修を利用したり、内部で勉強会等を開催したりして、人材の養成を行います。



(3) 労働安全衛生管理の現状把握

現在、自分たちの事業場が実施している安全衛生管理に関する規程類及び実際の活動の種類、内容等を整理します。



(4) OSHMSの構築・整備

現状把握で整理した結果を指針で要求している事項と比較します。指針で要求している事項に対して、不十分な事項や不足している事項を補い構築・整備していきます。



(5) OSHMSの実施

実際に、OSHMSに従って措置を実施していきます。計画期間毎のシステム監査などにより活動をスパイラルアップしていきます。

※ここに示す、構築・整備の手順は1つの例です。例えば(1)事業者による導入宣言より先に(2)組織体制の整備、人材の養成を行うという手順も考えられます。事業場の実状に合わせて進め方を工夫してください。